

会計監査についての情報提供の充実 に関する懇談会について

金 融 庁

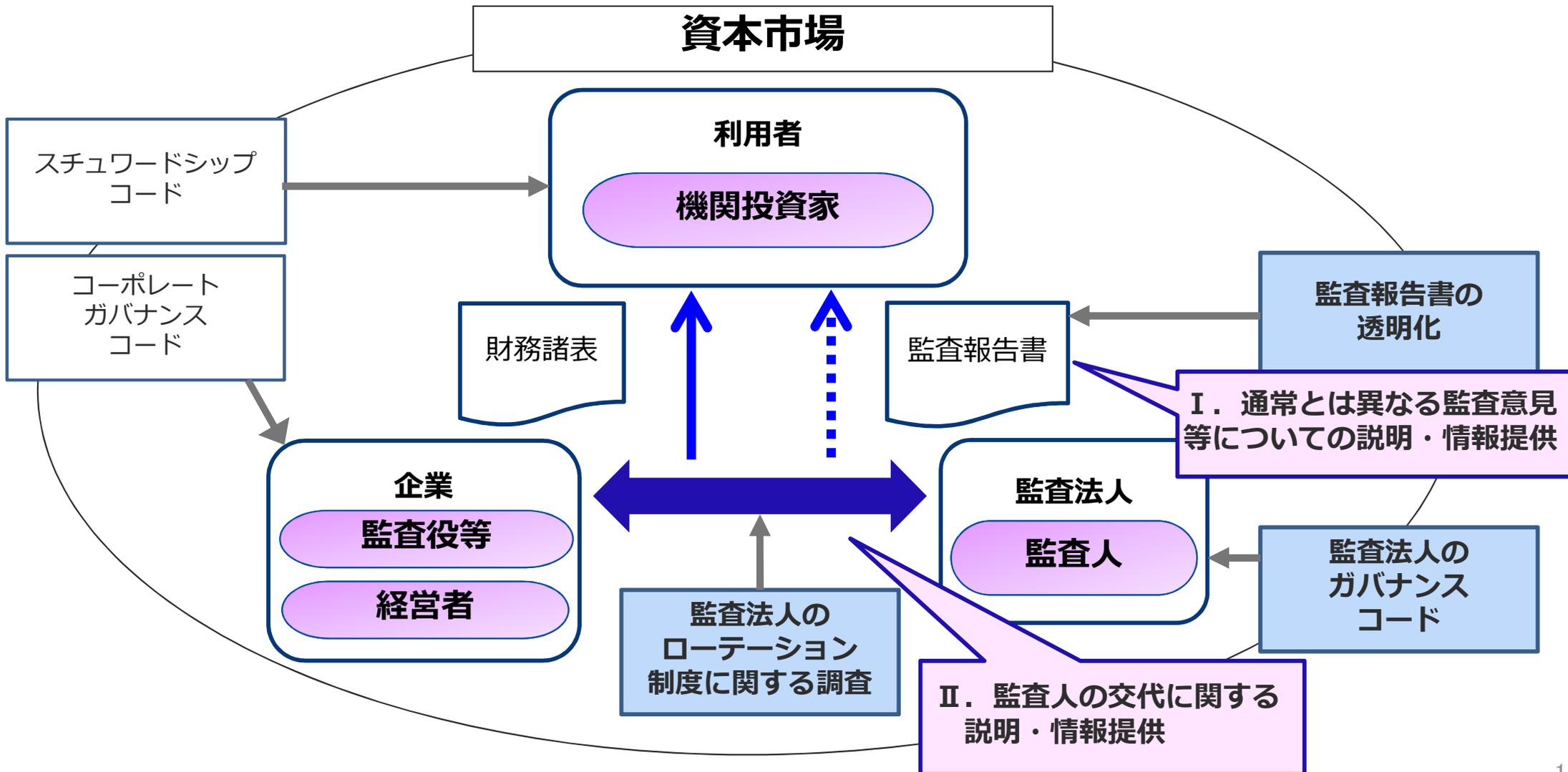
平成31年3月28日(木)

「会計監査の信頼性確保」のための諸施策

- 近年、通常と異なる監査意見が表明された場合など(注)、監査人に対してより詳細な資本市場への情報提供が求められるケースにおける対応の在り方について、問題提起がなされている。

(注) 限定付適正意見、不適正意見、意見不表明

- 昨年秋以降、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を開催し、対応の在り方について検討。



「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の概要

— 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として —

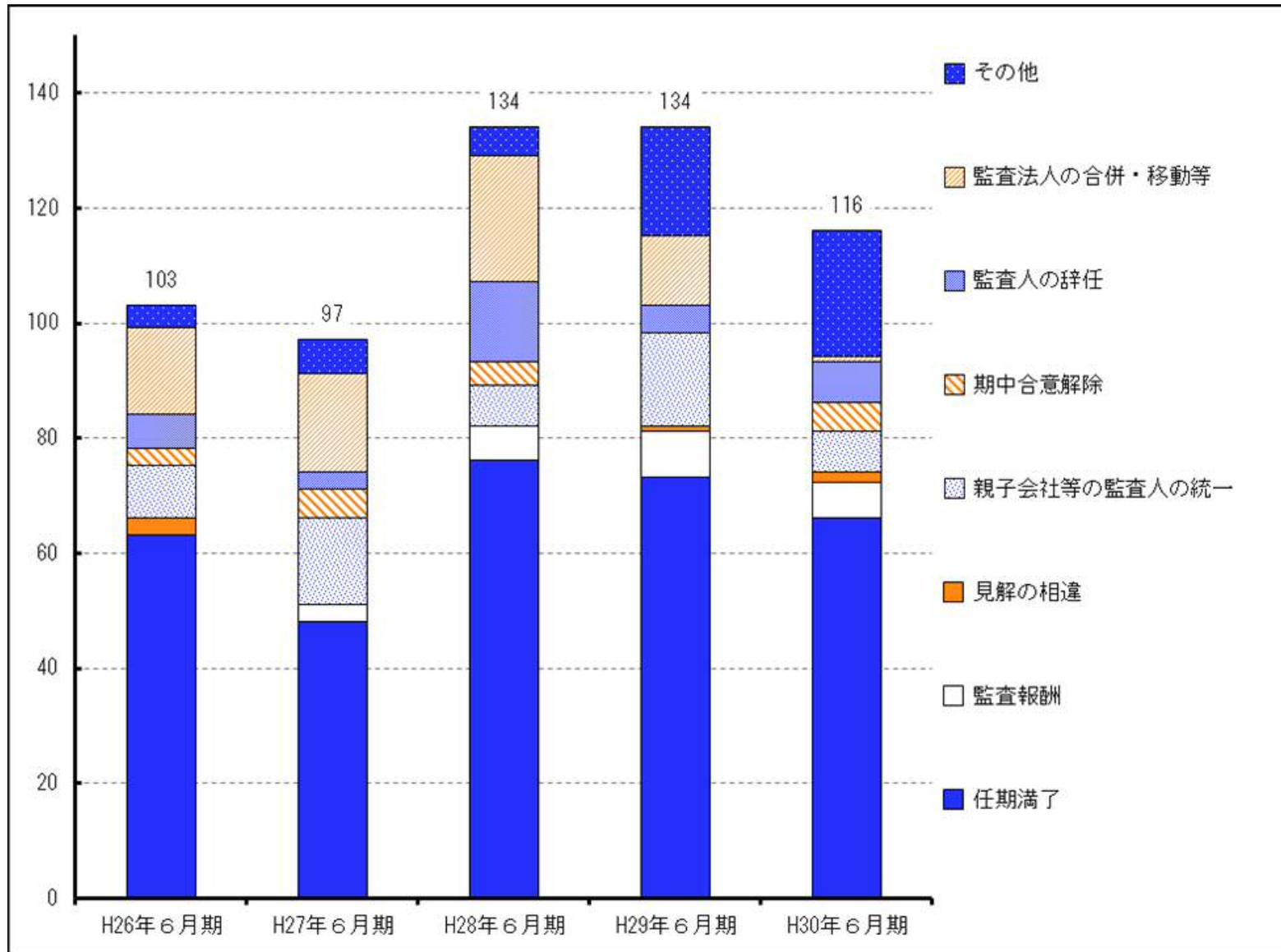
(平成31年1月22日公表)

- 監査人が、会計監査の最終的な受益者である株主・投資家等の財務諸表利用者に対し、自ら行った監査に係る説明を行うことは、監査人の職責に含まれるものであり、会計監査の品質向上・信頼性確保に向けた自律的な対応の一環として、監査人は、自らの説明責任を十分に果たしていくことが求められる。

	現状	対応
通常とは異なる監査意見等(限定付適正意見、不適正意見、意見不表明)についての説明・情報提供		
監査報告書の記載	監査報告書において、監査意見に至った理由が不十分。 (例: 限定付適正意見の場合になぜ不適正ではないと判断したかの説明が不十分)	監査報告書において、意見の根拠を十分かつ適切に記載。 ・ 限定付適正意見: なぜ不適正意見ではないと判断したか ・ 意見不表明: なぜ意見表明できないという極めて例外的な状況に至ったのか
監査報告書以外での追加的な説明	監査報告書以外に、監査人からの追加的な説明を受ける機会がない。 (例: 株主総会での会計監査人の意見陳述という会社法上の枠組みが活用されていない)	監査人は、株主総会での意見陳述の機会を活用し、追加的な説明を行う。企業側も、株主総会の議事運営にあたり、監査人の意見陳述の機会を尊重。 四半期決算など株主総会の機会を活用できない場合であっても、適切な説明の手段を検討。 監査役等は、監査人による追加的な説明を促す。
<p>監査人が株主等に対して必要な説明・情報提供を行うことは、公認会計士法上の「正当な理由」に該当し、守秘義務違反とならないことを明確化。</p>		
監査人の交代に関する説明・情報提供		
監査人の交代理由の開示	監査人の交代に際し、実質的な交代理由が開示されていない。(単なる「任期満了」との記載が概ね半数以上)	企業及び監査人は、監査人の交代理由について、実質的な内容(例: 監査報酬や会計処理に関する見解の相違等がある場合はその内容)を記載。

適時開示における監査人の異動理由

<上場国内会社の会計監査人の異動理由(単位:件)>

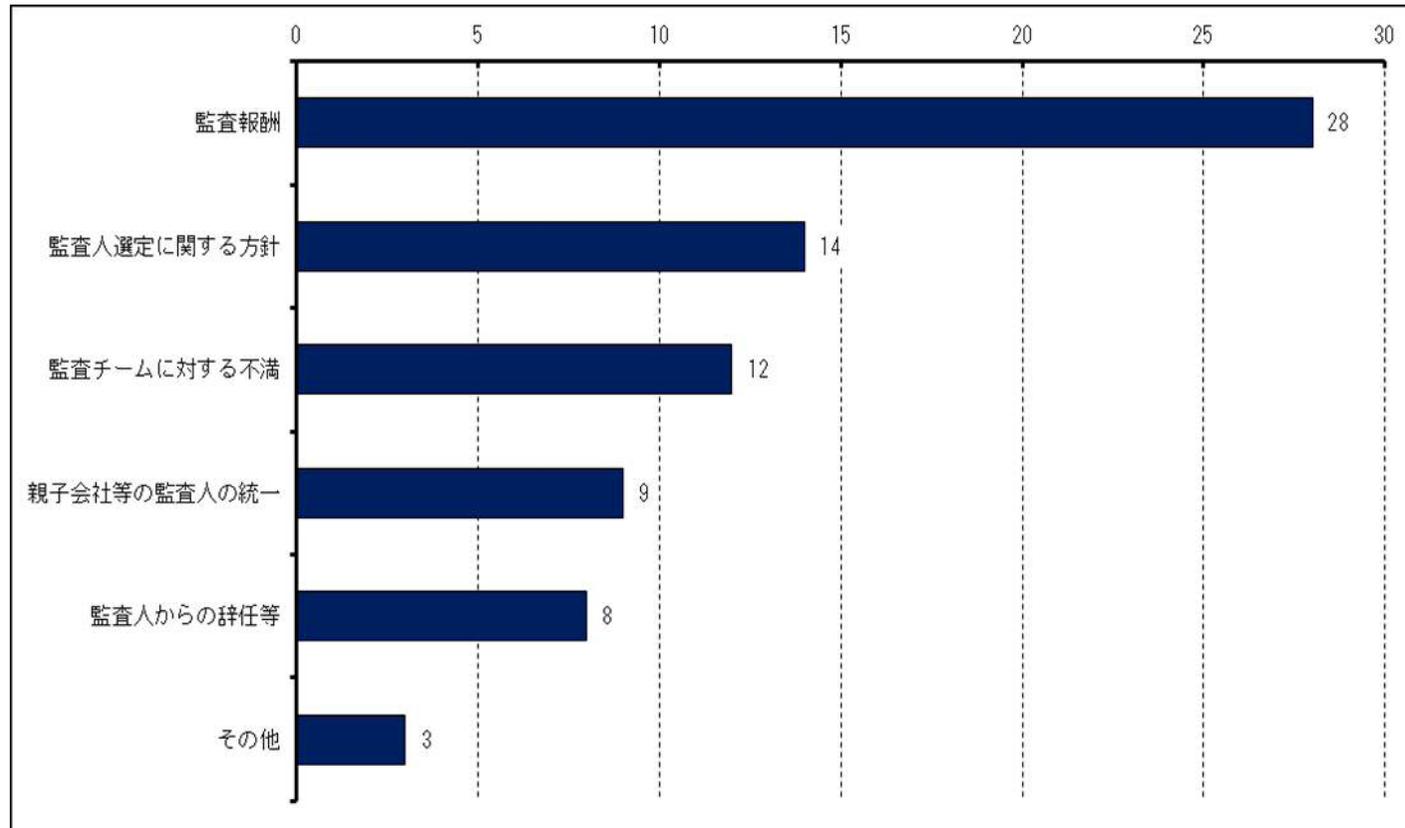


(注)各上場国内会社の適時開示に基づき、各期の6月末までに後任監査人が決定している会社数を集計している。

(出典:公認会計士・監査審査会「平成30年版モニタリングレポート」)

モニタリング活動を通じて把握した監査人の異動理由

＜前任監査人から把握した会計監査人の異動理由(単位:件)＞
(大手監査法人(4法人合計))



(注1) 平成29事務年度検査及び報告徴収において理由を把握した51件を対象。

(注2) 複数の理由がある場合、重複して集計(合計74件)。

(出典:公認会計士・監査審査会「平成30年版モニタリングレポート」)